ご担当医様

武 庫 川 女 子 大 学
武庫川女子大学短期大学部

学校感染症・登学許可証明書記載について（ご依頼）

学校保健安全法施行規則第１８条のうち、武庫川女子大学・同短期大学部の規定で定められた感染症に罹患した学生について、登学禁止とし「公欠」（公的な理由での欠席）を認めております。（但し第三種感染症については審議の結果認められた場合のみ）

お手数ですが、本学学生の疾患が軽快し他への感染のおそれがなくなり、授業等に支障がないことを、下記の証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ先　武庫川女子大学・同短期大学部
健康サポートセンター：0798-45-3545（直通）
教務部：0798-45-3598（直通）

学校感染症・登学許可証明書

１．氏　　名　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の学生が感染症に罹患していましたが、今日現在、本疾患が軽快し感染のおそれがないものとして登学可能であると考えます。

２．感染症名（該当欄に〇印を付けてください。）

	感染症名		登学禁止期間
	第一種感染症 感染症名【　　】		治癒するまで
	第二種感染症	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで ※鳥インフルエンザ(H5N1)および新型インフルエンザなどの感染症を除く
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂疲化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
		結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
※	第三種感染症（該当の病名を〇で囲んでください。） コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症【　　】		症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※　第三種感染症の公欠については、流行等の状態により別途判断となります。

３．初　　診　：　２０　　年　　月　　日

４．登学禁止期間　：

上記の疾患により、２０　　年　　月　　日から　２０　　年　　月　　日までの登学禁止が妥当であったことを証明します。

２０　　年　　月　　日

医療機関名・住所

医師名　　印

学生は本証明書を登学禁止最終日の翌週の同曜日までに教務部※に提出してください。

※建築学科は生活環境学部分室、薬学部は薬学部事務室